

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和8年3月27日

NHK受信契約における県公用車設置のカーナビ及びカーナビ以外の機器の未契約事案に係る支払について

令和7年6月6日に、本県において、公用車に設置するカーナビ（テレビ受信機能付き）に係るNHK受信契約の未契約事案があることを発表いたしました。その後、NHKと協議を進め、このたび、以下のとおり未契約台数を確定し、未払分についての支払を行いました。

また、併せてカーナビ以外の機器についても、別途、調査を行った結果、未契約事案があることが判明したため、NHKと協議を行い、このたび、以下の通り未契約台数が確定したため、支払を行います。

●カーナビの未契約事案の概要

1 未契約台数

・公用車 371台 *未契約期間平均 約7.6年

【未契約台数内訳】

| | 公用車 |
|-------|------|
| 知事部局 | 322台 |
| 教育委員会 | 13台 |
| 企業局 | 3台 |
| 下水道局 | 15台 |
| 警察本部 | 18台 |
| 合計 | 371台 |

2 未契約台数に係る支払金額

計45,019,916円（未契約台数に係る本年度分含む）

●カーナビ以外の機器の未契約事案の概要

1 未契約台数 178台 *未契約期間平均 約9.8年

| | カーナビ以外の機器 |
|-------|-----------|
| 知事部局 | 108台 |
| 教育委員会 | 44台 |
| 下水道局 | 24台 |
| 警察本部 | 2台 |
| 合計 | 178台 |

2 未契約台数に係る支払金額（支払手続き中）

計30,693,561円（未契約台数に係る本年度分含む）

3 主な機器

テレビ（チューナー付きモニタ含む。）

ワンセグ付き携帯

4 未契約であった主な原因

- ・受信料免除施設における受信料免除適用に必要な手続の認識不足
- ・テレビを見ていなくとも契約が必要であることの認識不足（モニターでの使用など）
- ・テレビ受信機の設置場所ごとの契約の必要性の認識不足

●今後の対応

- ・関係各課所において、放送受信料制度に基づく適正な事務処理及び確認を徹底する。
- ・カーナビでテレビ機能が不要な場合は、テレビ受信機能を外すとともに、次期購入に当たりテレビ受信機のない機器の購入を徹底する。

●問合せ先

知事部局（カーナビに関する事） 出納総務課 自動車管理・運転担当 能勢 直通 048-830-5722

知事部局（カーナビ以外に関する事） 出納総務課 平川 直通 048-830-5711

教育局 財務課 総務・予算総括担当 四宮 直通 048-830-6635

企業局 総務課 総務・調整担当 木村、仲宗根 直通 048-830-7015

下水道局 下水道管理課 財務担当 星野、野口 直通 048-830-5441

警察本部 総務部財務局会計課 市村 代表 048-832-0110（内線 2211）